

## 解説



IPSASBボードメンバー／公認会計士

いざわ けんじ

伊澤 賢司

IPSASBテクニカル・アドバイザー／  
公認会計士

ふきや たけお

落谷 竹生

# 国際公会計基準審議会 (IPSASB) コンサルテーション・ペーパー「社会給付の認識及び測定」

## 1 コンサルテーション・ペーパー (CP) の目的

国際公会計基準審議会 (IPSASB) の“社会給付”プロジェクトの最終的な目的は、社会給付の認識及び測定について、1つの国際公会計基準 (IPSAS) として要求事項を定めることにある。その一里塚として2015年7月に公表された本CPの目的は、社会給付の認識及び測定に関して考え得る会計処理について、各国利害関係者から幅広く意見を募ることにある。

社会給付の定義それ自体もプロジェクトにおける議論の対象となるが、議論の中心は、各国で制度化されている年金に関する費用と負債の会計処理である。最終的な要求事項の内容によっては、これまでは未計上であった巨額の負債を、財政状態計算書 (貸借対照表に相当) 上に計上することもあり得るため、IPSASを適用済みの国々、又は適用過程にある国々は言うに及ばず、その他の発生主義会計を採用している国々にとっても、本プロジェクトは非常に大きな影響を及ぼす、重要

なものとなる。

## 2 社会給付の定義

本CPでは、社会給付について、以下の定義を提案している。

**社会給付とは、社会リスクの影響を緩和するために、個人及び家計に現金又は現物で支払われる給付をいう。**

- ・ 社会リスクとは、個人及び家計の資源に追加の要求を課すこと又は収入を減らすことのいずれかで、個人及び家計の厚生に悪影響を及ぼす事象又は状況をいう。

上記の定義は、政府財政統計報告におけるアプローチを基に提案されている。このため、過去にもIPSASBは社会給付について基準化を試みてきたが、それらに比較すると本プロジェクトが提案する検討範囲は狭くなっており、より実現可能性の高いものとなっている。

## 3 本プロジェクトの想定する社会給付の範囲

本プロジェクトでは、“社会保障”



のアプローチと組み合わせて機能するものであり、保険アプローチ単独で公的部門の社会給付をすべて取り扱うことは想定されていない。

#### (4) IPSASBの考え方

IPSASBでは、(1)の債務発生事象アプローチと(3)の保険アプローチの組合せ

がよいという予備的見解を有しているが、このような考え方について、利害関係者からの意見を広く求める。

本CPには上記の主要な論点を含め、15項目からなるコメント募集事項を設けている。また、IPSASBとしての予備的な見解も3点にわたって提示している。

上記について、各国利害関係者のコメントが求められており、コメントの期限は2016年1月31日である。

本公開草案に関するより詳細な解説は、日本公認会計士協会のウェブサイトを参照されたい。